

出席停止のお知らせ

お子様が、()の診断を受けたという報告を受けました。この疾病は学校感染症であり、学校保健安全法の規定により「出席停止」となりますので、医師より登校許可が出るまで登校を控えてください。なお、登校許可が出て登校する際には、下記の登校許可届が必要になります。

保護者が必要事項を記入して持たせてくださるようお願いいたします。

出席停止は、登校すべき日数に含まれず、欠席にはなりません。

主な学校感染症の出席停止期間の基準は下記の通りですが、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、その限りではありません。

主な学校感染症と出席停止期間

- ・麻疹(はしか) 熱が下がって3目を経過するまで
- ・風疹(三日ばしか) 発疹が消えるまで
- ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5目を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで(H24.4改訂)
- ・水痘(水ぼうそう) すべての発疹がかさぶたになるまで
- ・インフルエンザ 発症した後5目を経過し、かつ解熱した後2目を経過するまで(H24.4改訂)
- ・咽頭結膜熱(プール熱) 主な症状がなくなって2目を経過するまで
- ・流行性角結膜炎(はやり目) 医師により感染のおそれがないと認められるまで
- ・その他医師が必要と認める場合に出席停止の対象となるもの
出席停止期間は、いずれも医師により感染のおそれがないと認められるまで
 - ・手足口病
 - ・伝染性紅斑(りんご病)
 - ・マイコプラズマ感染症
 - ・溶連菌感染症
 - ・ヘルパンギーナ
 - ・感染性胃腸炎(ノロウイルス等)
 - ・その他()

登 校 許 可 届

北区立滝野川もみじ小学校校長殿

下記感染症にて加療の結果、感染のおそれがないとして医師より登校許可がありましたので、本日より登校させます。

感染症名 _____

受診した医療機関 _____ ☎ _____

出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 年 月 日

年 組 児 童 名 _____

保護者名 _____

※主治医の診断書・証明書は必要ありません。

※必ずこの「登校許可届」を持たせて、登校させてください。

※インフルエンザについては、裏面もご確認いただき、ご記入をお願いします。

インフルエンザ出席停止期間について

北区立滝野川もみじ小学校

2012年4月学校保健安全法施行規則の改正に伴い、インフルエンザの出席停止期間が変更になりました。

インフルエンザの出席停止期間＝発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
発症後5日を経過していることと解熱後2日を経過していることの両方が必要
 (発症した日、解熱した日はいずれも0日となり、「～日目」の数には入れません。)

お子さんはいつから登校できるのか、下の表に日付を入れてご確認ください。くれぐれも停止期間終了前に登校することがないようにご配慮ください。

	 発症（発熱等）した日 0日目	 発症後5日目	 登校が可能な日 (発症後6日目)	 登校できる日 (登校が可能な日のうちで遅い方の日)
月/日	/	/	/	
	 解熱した日 0日目	 解熱後2日目	 登校が可能な日 (解熱後3日目)	
月/日	/	/	/	

「発症した日」＝「発熱等インフルエンザ様の症状が出た日」

※未受診の場合は、出席停止扱いになりませんので、必ず受診をお願いします。

※出席停止期間終了前に登校した場合、ほかの児童へ感染する恐れがありますので、お帰しすることになります。その場合は、ご連絡いたしますのでお迎えをお願いします。記入された日付で確認しますので、必ず日付を入れて提出してください。